受　託　研　究　契　約　書（案）

（甲）青森市大字横内字神田１２番１

　　　　学校法人　青森田中学園

　　　　青森中央短期大学

（乙）

　上記当事者間において、次のとおり、受託研究に関する契約を締結した。

（受託研究の題目等）

第１条　甲及び乙がこの契約により実施する受託研究の題目、目的内容及び実施場所は、別表１に定めるとおりとする。

（実施期間）

第２条　受託研究の実施期間は、　令和　　年　　月　　日から令和　年　月　　日までとする。

（管理）

第３条　甲は、受託研究を一体的に管理し効率的に推進するものとする。

２　甲は、受託研究に係る研究記録及び実験データ等を、受託研究完了の日から５年間保管するものとする。

３　甲は、保管期間内において、乙の求めに応じ、乙に対し、当該受託研究に係る研究記録及び実験データ等の写しを開示する者とする。

４　甲は、提供した研究対象物（サンプル等の有体物）の保管、廃棄について、乙の指示に従う。

（研究経費の負担等）

第４条　甲及び乙がこの契約により行う受託研究に要する研究経費は乙が負担する。

２　乙は、前項の規定による研究経費を甲が発行する請求書により支払う。

（機器等の使用）

第５条　乙は、甲の同意を得て、受託研究の実施に当たり必要な機器等の物品（以下「機器等」という。）を青森中央短期大学（以下「本学」という。）に持ち込むことができるものとする。

２　乙は、受託研究終了後、甲の指示に従い、前項により持ち込んだ機器等を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する経費は、乙の負担とする。

（受託研究の開始）

第６条　甲は、この契約を締結した後に、受託研究を開始する。

２　甲は、第５条第１項の規定により、受託研究の実施に当たり乙の機器等が必要な場合は、当該機器等が本学に持ち込まれた後に、受託研究を開始する。

（研究の中止、期間の延長及び損害賠償）

第７条　甲及び乙は、天才その他受託研究の遂行上やむを得ない理由があるときは、甲乙協議の上、受託研究を中止または受託研究の実施期間を延長することができる。

２　甲は、前項の規定により、受託研究を中止した場合において、乙が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

（研究成果の報告）

第８条　甲は受託研究が完了したときには受託研究完了成果報告書により、その研究成果を乙に報告する。

２　研究結果報告書作成について、乙に指定の様式がある場合は、それに従う。

（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、受託研究の遂行上必要となる双方の保有する技術上の情報、受託研究の内容及び研究から得た知見のうち、甲又は乙がその秘密を守るよう申し入れたものについてはその秘密を守らなければならないものとする。

（特許出願等）

第１０条　甲は、甲の受託研究担当者が受託研究の結果独自に発明等を行い、当該発明等に係る特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、事前に乙の同意を得るものとする。

２　甲は、甲の受託研究担当者が受託研究の結果、発明等を行った場合において、当該発明等に係る特許出願等を行おうとするときは、甲及び乙が当該発明等に係る持分等を定めた共同出願契約を締結の上共同して行うものとする。ただし甲及び乙が独自にその発明等を承継した場合は、この限りでない。

（優先実施権）

第１１条　甲は、甲に承継された受託研究の成果に関する発明等（事項に定めるものを除く。以下「甲の専有特許権等」という。）を乙又は乙の指定する者に限り、受託研究完了の日または当該発明等に係る特許出願等の日のいずれか早い日から５年を超えない範囲内において優先的に実施することを許諾することができるものとする。

２　甲は、受託研究の成果に関する発明等で、甲及び乙の共有に係る発明等（以下「共有特許権等」という。）を乙又は乙の指定する者に限り、受託研究完了の日又は当該発明等に係る特許出願等の日のいずれか早い日から５年を超えない範囲内において優先的に実施することを許諾することができるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第１２条　甲は、乙又は乙の指定する者が甲の専有特許権等を前条第１項の規定により優先的に実施することができる期間（以下「優先実施期間」という。）内の第２年以降において正当な理由なしに実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該甲の専有特許権などの実施を許諾することができるものとする。

２　前項の規定は、乙の指定する者が共有特許権等を前条第２項の規定により優先的に実施することができる期間内の第２年以降において正当な理由なしに実施しない場合に準用する。

３　甲は、前条第１項の規定により甲の先週特許権等を乙又は乙の指定する者に優先的に実施させることを許諾した場合において、当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三社に対し、当該甲の専有特許権等の実施を許諾することができるものとする。

４　甲は、第三者が共有特許権等を実施することができないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、当該第三者に対し、当該共有実施権等の実施を許諾することができるものとする。

（実施料）

第１４条　甲及び乙は、共有特許権等に関する出願費用、出願審査の請求料及び特許料等（以下「出願費用等」という。）をそれぞれの持ち分に応じ負担するものとする。

２　乙は、前項の出願費用等を負担しないときは、当該共有特許等に係る事故の持ち分を放棄したものとみなす。

（研究成果の公表等）

第１５条　甲及び乙は、受託研究の実施期間中において、受託研究の成果を甲及び乙以外の者に知らせようとするときは、相互の同意を得なければならない。

２　甲は、受託研究完了後、当該受託研究の成果を公表しないよう申し入れたときは、研究成果の全部または一部を公表しないことができる。

（協議事項）

第１６条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲及び乙協議して定めるものとする。

　上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印し、各自その一通を保有する者とする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　学校法人青森田中学園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長

　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

別表１

受託研究の題目、目的、内容及び実施場所等